

# 介護老人保健施設 オパール 通所リハビリテーション

## (介護予防通所リハビリテーション) 重要事項説明書

<令和 6 年 6 月 1 日現在>

### 1. 法人の概要

- ・法人名 医療法人社団青山会
- ・代表者名 大槻 眞
- ・所在地等 兵庫県小野市復井町 916-12
- ・電話番号 0794-66-7318 ・FAX 番号 0794-66-3951

### 2. 事業所の概要

#### (1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 オパール
- ・開設年月日 平成 11年 5月 10日
- ・所在地 兵庫県小野市復井町 916-1
- ・電話番号 0794-66-0951 ・FAX 番号 0794-66-0952
- ・管理者名 施設長 木下 雅夫
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 ( 2851980025 号)
- ・構造 RC 造 1 階建
- ・延床面積 3256.06 m<sup>2</sup> (約 987 坪)
- ・最寄りの交通機関 JR 青野ヶ原駅、徒歩 8 分
- ・利用定員 60 名 (介護予防通所リハビリテーションを含む)

#### (2) 事業所の職員体制

	常 勤	非常勤	夜 間	業務内容
・医 師	1	1		医学的管理
・看護師職員	1 (兼務)	1 (兼務)		健康状態の管理
・薬剤師		1		服薬管理及び指導
・介護職員	8	4		日常生活場面での介護
・支援相談員	1 (兼務)			利用相談、契約
・理学療法士	3			機能訓練
・作業療法士	3			生活リハビリ
・言語聴覚士	1			言語訓練及び嚥下障害の回復
・管理栄養士	1			栄養管理及び栄養指導
・介護支援専門員	1 (兼務)			介護サービス計画の作成
・事務職員	3			事務一般
・その他	7	7		日常生活の介護補助/厨房職員

### (3) 事業の実施地域

通常の事業の実施地域（送迎の実施地域）を以下のとおりとする。

小野市、加東市、加西市、西脇市及び、その周辺とする。

※片道30分以上の送迎はコースにより応相談。

### (4) 営業日及び営業時間

①日曜日を除く、毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日とする。

②営業日の午前9時から午後4時までを通常営業時間とする。

## 3. サービスの内容及び費用

### (1) サービスの内容

種 類	内 容
食 事	利用者の状況に応じて適切な食事形態及び食事介助を行うと共に、食事の自立についても適切な介助を行います。
口 腔 ケ ア	必要に応じ、食後の歯磨き等の介助を行い、口腔の清潔を援助します。
入 浴	居宅サービス計画書に則り入浴の支援を行います。入浴又はシャワー浴、清拭を行います。一般浴槽での入浴が困難な方には特別浴槽のご用意もございます。入浴における動作指導等も行い、自立に向けた適切な援助を行います。
排 泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
機 能 訓 練	日常生活の活動が活性化するように、課題別・目的別活動プログラムを提供し、心身機能の維持回復に努めます。
レクリエーション	利用者の心身の機能維持、向上を目的に集団体操・クラブ活動等の各種レクリエーションを企画、実施します。
医学管理・看護	体温・血圧測定等で利用者の全身状態の把握を行います。
相 談 及 び 援 助	利用者とその家族からのご相談に応じます。
送 迎	ご自宅から施設までの送迎を行います。送迎サービスの利用は任意です。

\*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金を頂くものもございますので、ご相談ください。

## (2) 利用料金

利用料は介護保険適用分とそれ以外の部分を合算しての請求になります。介護保険適用分は、ご利用者さまごとに1～3割が自己負担となります。料金については1回当たりの計算ですが予防サービスでは1月当たりの計算（月額）になります。詳細は別紙料金表を参照ください。

### ・サービスの予約取り消しについて

予定のサービスの取り消しについて取消料が発生することはありませんが前営業日までにお電話または窓口にてお知らせください。

## (3) 支払い方法

利用日の料金合計額の請求書及び明細書は、利用者及び身元保証人の方に利用日当日又は利用翌月10日迄に発行、郵送又はお渡し致しますので、利用日の料金の合計額をその利用日当日又は当月20日迄にお支払いください。お支払い頂いた時に、領収書を発行致します。

お支払い方法は当施設窓口でのお支払い又は銀行振込のみとなります。

## 4. 事業所の特色等

### (1) 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目的

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

### (2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

①当事業所では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者が可能な限りその居宅における自立した日常生活を維持できるよう在宅ケアの支援につとめる。

②当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

③当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供及び関係市町区村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

④当事業所では、明るく家庭的な雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

⑤サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するように努める。

⑥利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(3) その他

事 項	内 容
通所リハビリテーション 計画の作成及び事後評価	医師等の専門職による多職種協働によりリハビリテーション会議を開催し、利用者の直面している課題等の評価を行い、利用者の希望を踏まえて通所リハビリテーション計画書を作成します。また管理医師より計画書についての説明を行います。 そして、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を診療録に記載し、利用者に説明のうえ交付いたします。
従 業 員 研 修	介護サービスの質の確保のための研修・介護を定期的に行います。

5. 緊急時及び事故発生時における対応方法

通所リハビリテーション利用中に意識消失など緊急処置が必要な症状が呈した場合には、管理医師の医学的判断により早急に専門医療機関の受診が必要であると認めた場合には救急搬送を要請致します。そして、速やかに利用者様の緊急連絡先へも連絡を行います。

緊急処置を必要としない症状の場合は、緊急連絡先へ連絡し、そのご判断を仰ぎます。

なお上記において主治医や居宅介護支援事業所への連絡が必要とされる場合は、速やかに行います。

主治医

病 院 名	
電 話 番 号	

緊急時連絡先①

氏 名	(続柄 )
住 所	
電 話 番 号	

緊急時連絡先②

氏 名	(続柄 )
住 所	
電 話 番 号	

緊急時連絡先③

氏 名	(続柄 )
住 所	
電 話 番 号	

## 6. 要望及び苦情等の相談窓口

当事業所には支援相談の専門員として支援相談員が勤務（9：00～18：00）しておりますので、お気軽にご相談ください。また、要望や苦情などは、担当支援相談員並びに各担当部署職員等にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。その他、事務所に備えております「ご意見箱」をご利用ください。

苦情受付について

(通所リハビリテーション)

松尾久美（デイケア主任） 内橋明寛（支援相談員）

苦情解決責任者 木下 雅夫（施設長） 等が対応致します。

電話番号：0794-66-0951

FAX 番号：0794-66-0952

・行政への苦情申立機関

<兵庫県国民健康保険団体連合会>

所在地：神戸市中央区三宮町1-9-1-1801

電話番号：078-332-5617

FAX 番号：078-332-5650

<小野市市民介護保健係>

所在地：小野市中島町531

電話番号：0794-63-1000（代）

FAX 番号：0794-63-6600

## 7. 身体の拘束等

当事業所では、原則として利用者に対する身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は当事業所の医師が判断し、利用者の行動を制限する行為を行う場合があります。その際は、利用者の心身の状況や緊急やむを得なかった理由等を診療録に記載することとします。また、身体拘束適正化のための委員会を設置し、定期的な委員会の開催（オンラインの活用も可能とする）、指針の作成、研修などで従業者への周知を徹底します。

## 8. 虐待の防止等

当事業所では、利用者の人権の養護、虐待の防止を図るため、以下の対策を行います。

- ・虐待防止のための対策を検討する委員会を設置、定期的な委員会の開催（オンラインの活用も可能とする）とその結果について従業者への周知徹底を図る。
- ・虐待防止のための指針の整備と定期的な研修の実施。

## 9. 感染症対策

感染症の発生及びまん延等に関する取組を徹底する観点から、以下の対策を行います。

- ・感染症対策委員会（リスクマネジメント委員会）の実施、指針の整備、外部研修への参加及び内部研修での職員への周知、訓練の実施等。

## 10. ハラスメント対策

当事業所ではあらゆるハラスメントの予防に取り組み、職員一人ひとりが安心・安全に働くことができるよう環境を整えるため以下の対策に取り組みます。

- ・ハラスメント対策の指針を整備、明確化し職員への周知を行う。また、管理監督者を含む職員に研修等を通じて啓発を図る。
- ・職員からの相談に対し、柔軟に対応するための相談窓口を設置し、相談者の心理状況や認識にも配慮しながら適切な対応を行う。

## 10. 認知症対策

認知症についての理解のもと、ご本人主体の介護を行い、認知症の方の尊厳の保証を実現していく観点から、介護に関わる職員が認知症介護基礎研修等を受講できるよう必要な措置を講じます。

## 11. 業務継続計画の策定等

当事業所では感染症や災害等が発生した場合においても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するための、及び非常時の体制でも早期に業務再開を図るための「業務継続計画」を策定し、その計画に従い必要な措置を講ずるものとします。

- ・事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- ・事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて当該計画の変更を行う。

## 12. 非常災害対策

消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

- ・非常災害用の設備点検には、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会うこととする。
- ・非常災害設備（自動火災報知設備、非常通報装置、誘導灯、消火器、屋内消火栓、スプリンクラー等）常に有効に保持するよう務める。
- ・防火管理者は、従業員に対して研修、消防訓練を実施する。訓練は年2回行うこととし、うち1回は夜間を想定した訓練を行うこととする。
- ・上記訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めることとする。

## 13. 協力医療機関等

当事業所では、下記の医療機関と協定書を締結、協力をいただいています。

### ・協力医療機関

<北播磨総合医療センター>

所在地：兵庫県小野市市場町926番地250

電話番号：0794-88-8800（代）

<復井診療所>

所在地：兵庫県小野市復井町916番地12

電話番号：0794-66-7318

#### 1 4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 飲酒・喫煙について  
飲酒・喫煙につきましては、禁止しております。
- ・ 火気の取扱いについて  
当施設で許可のない火気の持ち込みは、禁止しております。
- ・ 設備・備品の利用について  
故意による設備・備品の破損、破壊につきましては利用者本人又は身元保証人の方に代金を請求します。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みについて  
当施設が許可する物につきましては、持ち込み可能です。  
(刃物・鋭利なもの・危険物の持ち込み不可、菓子類の持ち込みも不可となります。)
- ・ 金銭・貴重品の管理について  
大金・貴重品は持ち込まないで下さい。紛失された場合、当施設では責任を負いかねます。
- ・ 宗教活動について                    1 0 項 禁止事項を参照  
宗教の勧誘、特定の政治活動は禁止します。
- ・ ペットの持ち込みについて  
ペットの持ち込みは、禁止しております。
- ・ 利用制限について  
感染症等を有し、他のご利用者に重大な影響を与えるおそれがある等やむを得ない場合には、治癒するまでご利用をお断りする場合があります。

#### 1 5. 禁止事項

当事業所では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

#### 1 6. その他

- ・ 当事業所についての詳細はパンフレットをご用意しておりますのでご覧ください。
- ・ 当事業所は介護老人保険施設総合保障制度（賠償事故保証制度、利用者障害見舞金制度）に加入しています。
- ・ 重要事項説明書に記載した内容に変更が生じた場合においては、利用者にもその内容を通知（書類を交付して口頭で説明、または郵便で通知）し、同意を得ることとする。

## 個人情報の利用目的

介護老人保健施設オパールでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

### 【個人情報の内容（例示）】

- ・住所、氏名、生年月日、健康状態、病歴、家族状況及びその他一切の利用者や家族に関する情報。

※「個人情報」とは、利用者及び家族個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、また識別され得るものをいいます。

### 【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当事業所の管理運営業務のうち
  - －サービス利用状況等の管理
  - －会計・経理
  - －事故等の報告
  - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
  - －保険事務の委託
  - －審査支払機関へのレセプトの提出
  - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

### 【上記以外の利用目的】

[当事業所の内部での利用に係る利用目的]

- ・当事業所の管理運営業務のうち
  - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - －当施設において行われる学生の実習への協力
  - －当施設において行われる事例研究

[外部機関への情報提供に関わる利用目的]

- ・科学的介護の推進のため厚生労働省への匿名化データの提供
- ・徘徊、離設時において搜索のため外部機関（地域包括支援事業所、警察）や地域住民への情報提供（写真含む）

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当事業所の管理運営業務のうち、外部監査機関への情報提供

介護老人保健施設 オパール 通所リハビリテーション  
(介護予防通所リハビリテーション) 重要事項説明書及び同意書

介護老人保健施設オパールのサービスをご利用開始にあたり、本書面に基づいて重要な事項を説明いたしました。

<事業者>

住 所 兵庫県小野市復井町 916-1

名 称 介護老人保健施設 オパール

施 設 長 木下 雅夫 印

説 明 者 印

介護老人保健施設オパールを利用するにあたり、重要事項説明書を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で合意します。

令和 年 月 日

<利用者>

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

<身元保証人・契約者>

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

介護老人保健施設 オパール  
管理者 木下 雅夫 殿